

平成25年1月31日

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

平塚信用金庫

ご高承のとおり、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたします。
当金庫では、中小企業金融円滑化法期限到来後も下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客さまからのご返済条件の変更等のお申出に対し、できる限りこれに対応していく等、従来からの方針に変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分に連携を図って、ご融資条件の変更等や円滑な資金供給により支援を継続してまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関する相談や、ご融資条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客さまの経営課題に応じた最善の解決策を、お客さまの立場に立って提案してまいります。

<ご返済等に関するご相談窓口>

■ 営業店のご相談窓口（店舗・ATMのご案内をご覧ください）

受付時間 窓 口 平 日 9：00～16：00

電 話 平 日 9：00～17：00

■ 本部のご相談受付窓口

営業統括部 お客さまサービス課

受付時間 平 日 9：00～16：00

お問い合わせ

電 話 0120-243-231